

東彼杵町告示第58号

資格重複状況結果一覧を活用した職権による東彼杵町国民健康保険資格喪失の事務処理要領の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年6月13日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

資格重複状況結果一覧を活用した職権による東彼杵町国民健康保険資格喪失の事務処理要領の一部を改正する告示

資格重複状況結果一覧を活用した職権による東彼杵町国民健康保険資格喪失の事務処理要領(令和5年告示第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>様式第1号(第4条関係)</u> <u>別添</u>	<u>様式第1号(第4条関係)</u> 別添

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(改正後)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

東彼保第 号  
年 月 日

(世帯主)

様

東彼杵町長

東彼杵町国民健康保険資格喪失届出勧奨通知書

様の東彼杵町国民健康保険の資格について、調査の結果、 年 月 日から社会保険(健康保険)に加入されているものと思われま

す。国民健康保険から社会保険等へ移行された際は、加入から 14 日以内に資格喪失届が必要となりますが、いまだ届出がなされていない状況です。

つきましては、下記により資格喪失の届出をしていただくよう通知いたします。

---

記

1. 届出に必要なもの

- (1) 身分証明証 (届出に来られる方のもの)
- (2) 国民健康保険者証 (社会保険等加入者全員分)
- (3) 社会保険等の保険証 (社会保険等加入者全員分、コピー可)

2. 届出先

東彼杵町役場

3. 提出期限

年 月 日 ( ) までに届出ください。

なお、期限までに提出がない場合、職権により国民健康保険の資格喪失の処理を行う場合があります。

また、雇用主又は保険者に対して健康保険の加入状況等を照会する場合があります。

(改正前)

様式第1号(第4条関係)

東彼保第 号  
年 月 日

(世帯主)

様

東彼杵町長

東彼杵町国民健康保険資格喪失届出勧奨通知書

様の東彼杵町国民健康保険の資格について、調査の結果、 年 月 日から社会保険(保険者名:例 全国健康保険協会 長崎支部)に加入されているものと思われます。国民健康保険から社会保険等へ移行された際は、加入から14日以内に資格喪失届が必要となりますが、いまだ届出がなされていない状況です。

つきましては、下記により資格喪失の届出をしていただくよう通知いたします。

また、保険者名に誤りがある場合は、お勤めの事業所等に確認を行い、その結果をご連絡ください。

記

1. 届出に必要なもの

- (1) 身分証明証(届出に来られる方のもの)
- (2) 国民健康保険者証(社会保険等加入者全員分)
- (3) 社会保険等の保険証(社会保険等加入者全員分、コピー可)

2. 届出先

東彼杵町役場

3. 提出期限

年 月 日( )までに届出ください。

なお、期限までに提出がない場合、職権により国民健康保険の資格喪失の処理を行う場合があります。

また、雇用主又は保険者に対して健康保険の加入状況等を照会する場合があります。